

内閣参質一九六第八二号

平成三十年五月十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員足立信也君提出県人会等に対する寄附に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員足立信也君提出県人会等に対する寄附に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「地域のいわゆる「県人会」等に対し、国會議員が一定額の寄附を行つた上で、当該「県人会」等の会報等に有料名刺広告等を掲載すること」の意味するところが明らかではないが、個別の行為が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十二条第一項が禁止する挨拶を目的とする有料広告に該当するか否かについては、具体的な事実に即して判断されるべきものと考える。

O

O